

の所説をかえりみることをその目的とするものである。

譯文は、だいたい長谷部文雄氏にしたがつた。以下の引用頁のうち、前のものはインスティテュート版の頁であり、後（かつこ中）のものはエンゲルス版のそれである。

資本論における所有権

ご契約

——賣買・消費貸借および借地——

加藤正男

はしがき

- 一 所有権と賣買
- 一 賣　　買
- 二 「商人資本」
- 二 所有権と消費貸借
- 一 消費貸借
- 二 「前期的」消費貸借
- 三 土地所有権と小作または貸貸借

一 第一に、生産品にたいする所有権は、譲渡契約特に賣買と結合して、「商品」資本となるものである。

資本制生産様式の成立（特にマニュファクチャアおよび工場）とともに、市場において、物は商品となり、資本家（材料をふくむ生産手段の所有権者）が商品所有権者となる。彼が他の同質者と賣買するのである（賣買は商品と貨幣との交換であるが、貨幣については後述）。その場合、商品所有権は現實に生産（加工）した労働者にぞくさないで、現實に生産しない資本家にぞくする。^{（へ）}かくして、所有権および賣買は、剩餘價値を生産するのである。すなわち——「商品のために資本家によつて費されるものと、商品そのものの生産のために費されるものとは、もちろん、二つの全く異なる大いさである。商品價値のうち剩餘價値から成りたつ部分のためには、そのために労働者によつて不拂勞働が費されるというまさにその理由によつて、資本家によつては何も費されない。ところが資本制生産のきそ上では、労働者そのものは、彼が生産

過程に入ったのちは、機能しつつある・かつ資本家にぞくする・生産資本の一成分をなすのであるから、かくして資本家は現實の商品生産者であるから、商品の費用價格は必然的に、彼にとつては、商品そのものの現實の費用としてあらわれる。」そして「商品の資本家の費用は資本での支出によつて計算され、商品の現實的費用は労働での支出によつて計られる。」したがつて、支出された不變資本と可變資本とは一つの同質のものであり、單に生産費用および費用價格としてあらわれ、剩餘價値は利潤に轉化する。費用價格と利潤とは商品の、また「生産者」は資本家の形態である。そして、剩餘價値率は利潤率となるのである。

商品の賣買は、利潤のための競争に左右されるものである。^(三) 競争は「生産および消費の社會的性格を發揮」^(四)し、利潤を

「平均利潤」にひきさげる。もつとも、平均利潤による商品賣買も、なお剩餘價値を生産する。その上、「剩餘價値を生産する……資本家は、なるほど、この剩餘價値の最初のしゆとく者ではあるが、決してその最後の所有權者ではない。彼は後でその剩餘價値を、社會的生産の全體において他の諸機能を果す資本家たちや土地所有權者などと分配せねばならぬ。」したがつて、剩餘價値は種々の部分に分裂するのである。

二 これまでとりあつかつてきたところでは、資本家および資本が三つの形態をもつ、ということが前提されている。

すなわち資本家は、第一に所有權者、第二に生産手段の買主および商品の賣主、第三に労働の使用者。これにたいして資本は、第一に貨幣資本(後述)、第二に商品資本、第三に生産資本(本稿では略)。この貨幣資本や商品資本や生産資本は、「自立的な諸資本種類——それらの諸機能がやはり自立的で相互に分離された諸事業部門の内容をなすような——」を示すのではない。これらの資本はここでは「產業資本の特殊的な諸機能を示すにすぎぬのであつて、產業資本はこれらの形態を三つながら相ついでとるのである。」「總循環の経過中にこれららの形態をとつては脱ぎさて、そしてそのとる各形態においてそれに照應する機能を果す資本、その資本は產業資本である。」だが現實においては、「どの個別的產業資本も同時にすべて三つの形態をとるのである。」

しかし、やがて商品の賣買に商人が關與すると、「商人資本」(商業資本)が獨立する。商品を販賣するという機能は、以前には商品を生産するという機能を果したのちになお生産者によつて果されるべき機能であつたが、いまやこの機能が「生産者のかわりに商人によつて引うけられ、商人の特殊事業に轉化されたのである。」商人資本は商品取扱資本と貨幣取扱資本との二つの形態に分れるのであるが、「商品取扱資本」はまつたく「貨幣えの轉形過程を通過すべき、市場で商品資本としての機能を果すべき、生産者の商品資本」以外の何ものでもないのであつて、ただこの機能がいまや「生産者

の附隨的操作としてのかわりに、資本家の特殊部類たる商品取扱業者の専門的操作としてあらわれ、特殊的な投下資本の事業として自立化される^(七)というだけのことである。したがつて、商品取扱資本は生産者の手のなかにおけると同じく商人の手のなかにおいても利潤を成りたたしめ、かつ生産者の利潤率を壓迫するのである。

封建制末期ないし資本制初期の商人資本（いわば「前期的」商人資本）は、生産者と注文者との間から（特に前者から）あらゆる剩餘價値をしゆとくるものである。――

しかもそれは歴史的にはどんなに移行として作用するとしても、それ自體としては舊生產様式の變革をもたらすことではなく、「むしろ舊生產様式を保存し、自己の前提として維持するのである」。このやり方は「いたるところで現實の資本制生產様式をぼう害するのであつて、後者の發展につれて衰亡する。それはただ、直接的生産者たちの状態を：：：直接に資本の支配下に包せつされたそれよりも劣悪な諸條件下にある單なる賃労働者およびプロレタリアに轉化させるだけであり、舊來の生產様式のきそ上で彼らの剩餘労働をしゆとくするのである」。^(九) こうした「資本は、それが大量的に空間的に集中させて直接に指揮する工場労働者・マニュファクチャラ労働者・および手工業者のはかに、大都市および田舎に散在する家内労働者からなる他の一軍を、眼に見えぬ糸によつて動員する」。「廉價で未成熟な労働者のさく取は、近

代的マニユファクチャアにおいては本來的工場におけるよりも一そう破れん恥となる、というわけは、此所では實在する技術的きそ——機械が筋力にとつてかわるとのこと、および労働が容易だということ——が彼所ではほとんど缺けており、しかも同時に、婦人または未成年者の身體が恥知らずにも毒物などの影響に委棄されるからである。またそれは、いわゆる家内労働においてはマニユファクチャアにおけるよりも一そう破れん恥となる、というわけは、労働者たちの反抗能力が彼らの分散するにつれて減少するからであり、全一聯の盜賊的寄生者が本來的雇主と労働者との間に介入するからである^(一〇)。しかるに、商人資本（商業資本）と對照される產業資本はさく取にもとづくとはいいうものの、「労働の生產力を増大させ、労働の生產力の増大によつて労働者の價値を低下させ、且つかくしてこの價値の再生産に必要な労働日部分を短縮させるためには、労働過程の技術的および社會的諸條件が、かくして生產様式そのものが、變革されねばならぬ」。^(一一) したがつて、商人資本は產業資本よりもはるかに反社會的機能を營むわけである。

(1) Vgl. K. Marx, Das Kapital, 1867-94, Buch I, Kap. 22

(ii) Buch III, Absch. 4, S. 48 (III I S. 2-3)

(iii) III S. 200 (III I S. 173)

(iv) I S. 592 (S. 527)

賣買（たゞし有償契約）の社會的構造論またはそれべの approach もつて、末川博「債權各論」第一部第一章第三節、山中康雄「契約總論」序論。

- (五) II S. 48 (S. 26)
- (六) II S. 96 (S. 73)
- (七) III S. 300-1 (III I S. 253-4)
- (八) III S. 317 (III I S. 270)

〔商（企業）・商人などの社會的構造について、山中「市民社會と民法」第二章第三節、實方正雄「商法學總論」一第一章・II 第二章第一節。〕

- (九) III S. 366-7 (III I S. 319)
- (一〇) I S. 486 (S. 427)
- (一一) I S. 330 (S. 279)

「前期的」資本の構造について、大塚久雄「近代資本主義の系譜」前編、堀江英一・季刊社會科學一。

商品となる。「貨幣」というのは、いりではある價値額の自立的表現を意味するのであつて、事實上その價値額が貨幣として實存するか商品として實存するかを問わない——は、資本制生産のきそ上では資本に轉化されるのであつてこの轉化により、ある與えられた價値から、みずからを増殖し增加する價値となる。それは、利潤を生産する。「かようにて貨幣は、それが貨幣としても使用價値のほかに、一つの追加的使用價値、すなわち、資本として機能するという使用價値をうけとる。貨幣の使用價値は、この場合にはまさに、資本に轉化した貨幣が生産するといへの利潤に存する。可能的資本としての利潤を生産するための手段としての、この屬性において、貨幣は商品——といつても獨自な種類の商品——となる。または……資本は資本として商品となる」。それとともに、消費貸借は大たい有價（利子生み）となるに至つたのである。

商品の消費貸借も、ほかの法律制度と同じようだ、法的および社會的構造に分けられるものである。法的形態においてはそれは「關與者たちの意思行爲として、彼らの共同的意思の發露として、また個々の當事者たちにたいしては國家によつて強制されうる契約として、現象する」のであるが、かかる法的形態は「單なる形態としては、この内容そのものを規定する」とはできない。それらはこの内容を表現するにすぎない。」⁽¹⁾ 一語でいえば、消費貸借は、法的には商品を交換する

が、社會的には何も交換しないことなのである。——その場合において、借主の對價は平均利潤の一部分である。この平均利潤の一部分を利子に轉化させ・利子というカテゴリーを生産するのは、一方においては貨幣資本家え・他方ににおいては産業資本家および商人資本家(機能資本家)え・の資本家の分裂と、彼らの諸機能の分裂とである。この際に利子生み資本家から機能資本家え移されるものは、やはり他人の労働にたいする指揮と他人の労働をしゆとくする請求、ないし所有權のさく取的機能である。^(三)すなわち、他人の労働をしゆとくしないところでは、利子は全く存在しないのである。

利子の支拂後なお機能資本家の手に残る平均利潤の部分は、企業者利得とよばれるものである。「信用」(後にもべる)が發展しきつた場合には、この利子と企業者利得とがきり離して計算される。そこでは、機能資本家は資本の非所有者だと想定され、資本の所有權は彼に對立する貸手である貨幣資本家によつて代表される。だから彼が貨幣資本家に支拂う利子は、總利潤のうち「資本所有權としての資本所有權」に歸屬する部分として現象する。これに對立して利潤のうち能動的(機能)資本家に歸屬する部分は、いまや企業者利得——もつばら、彼が再生産過程で資本をもつて遂行する操作または機能から、かくして特に彼が企業者として産業または商業において果す機能から、發生するところの——として現象する。だから彼にたいし利子は、單なる資本所有權の——

資本が「作業」せず「機能」しないかぎりにおいて再生産過程から抽象された資本自體の——果實として現象する。他方彼にたいし企業者利得は、もつばら彼が資本をもつて果す機能の果實として、すなわち資本の運動および過程的作用——彼にたいしいまや、貨幣資本家の不活動・生產活動えの不参加・と對立する彼獨自の活動として現象する過程的作用——の果實として、現象する。利子は資本自體・生產過程を度外視した資本所有權・の果實であつて、企業者利得は過程しつつある・生產過程で作用しつつある・資本の果實であり、したがつて資本充用者が再生産過程で演じる能動的役割の果實であるという、總利潤の兩部分のこの質的分割は、一方では貨幣資本家、他方では産業資本家の・單なる主觀的見解では決してない。それは客觀的事實に立脚する。けだし、利子は貨幣資本家——役は資本の單なる所有權者であり、かくして生産過程以前に且つ生産過程の外部で單なる資本所有權を代表する——の手もとに流れゆき、企業者利得は資本の非所有者であつて單に機能しつつある資本家の手もとに流れゆくからである。^(四)利子生み資本と能動的資本とが發展すれば、兩者は個人のなかで結合される。

このようにして、利子生み資本は、「機能としての資本に對立する所有權としての資本」である。すなわちそれは、(1)機能資本に對立し、貨勞動には對立しない。(2)所有權者の手のなかでは機能しないで、企業家(機能資本家)の手のなか

で機能する。そして必然的に機能資本家の頭のなかでは、次のような表象、すなわち「彼の企業者利得はそれ自身、勞賃であり監督賃であり wages of superintendence of labour であつて、この賃銀が普通の賃労働者のそれよりも高いのは(1)複雜勞動であるからであり、(2)彼が自分自身に勞賃を支拂うからである」^(五)という表象が生じる。しかし、(1)利子は二人の資本家の間の一關係であつて、資本家と労働者との間の一關係ではない。(2)この監督は、社會的には労働ではない(法的には労働契約によつて成立するが)。(3)かかる監督賃は、企業者利得とは異なる。(すなわち「直接的生産過程が、社會的に結合された過程の姿態をとつていて、自立的生産者たちの個々別々の労働としてはあらわれない場合には、つねに監督および指導という労働が必然的に生じる。」したがつて、監督および指導は必然的な労働である。しかるに、資本家と労働者との対立から生じ資本制生産様式の虚費にぞくするところの、支配的監督は必然的な労働ではない。^(六))このようにして利子生み資本は監督の階級を生じるのだが、この監督者は現實には機能を果す。そして、監督賃が全部支拂われるか、企業者自身が監督者であつて計算が分けられる場合、企業者利得を形づくる利潤が残るのである。

以上を要するに、「残るのはただ機能者だけとなり、資本家は餘計な人物として生産過程から消滅するのである。」^(七)利子生み資本において、資本關係は「その最も外面的で最も物神的

な形態」をえる。……資本が利子の、資本自身の増殖の、神祕的で自己創造的な源泉として現象する。「物(貨幣・商品・價値)がいまや單なる物としてすでに資本」であつて、資本は單なる物として現象する。……社會的關係は、物たる貨幣がそれ自身にたいする關係として完成されているのである。^(八)二 封建制末期ないし資本制初期の(いわば「前期的」な)所有權と有償消費貸借とは、「商人資本」(前述)と同じような機能を營み、生産者のあらゆる剩餘價値をしゆとくするものである。

それは、古風な形態においては高利資本であり、「その双生兒兄弟たる商人資本とともに、資本の大洪水前の諸形態」にぞくする。この場合には利子の形態のもとで、「生産者たちの必要がくべからざる生活維持手段(後代の勞賃にあたる額)を超えるすべての超過分」(後代の利潤および地代にあたる額)が高利貸によって呑こまれうる。高利資本は、この形態では事實上、生産様式を變化させないのであり、労働諸條件にたいする生産者の所有または占有——およびこれに照應する個々別々的な小生産——を本質的前提とするのであり、かくして「資本は労働を直接には自己に從屬させず、したがつて産業資本としては労働に對應しないのである」が、この高利資本は「この生産様式を貧困化させ、生産諸力を發展させるかわりにこれをまひさせ、それと同時にこの悲惨な狀態——そのもとでは、資本制生産のもと——のように、労働の社

會的生産性が労働そのものを犠牲として發展することはないであろう——を永遠化するのである。」高利は「貨幣財産を集中するが、生産手段は分散したままである。」それは「生産様式を變化させないで、寄生虫としてこれは吸いつき、これを悲惨なものたらしめる。」特に高利資本は、「資本の生産様式をもたずして資本のさく取様式をもつ」のである。

右の高利にたいする反作用として、「信用業」が發展するのである。その意味するところは、「利子生み資本は資本制生産様式の條件および必要に從屬する」ということ以上ではなく、また以下でもない。しかし、利子生み資本は、「資本制生産様式の意味では借りられない・また借りられない・事情のもとでは、諸々の個人および階級にたいして高利資本の形態を保持する」。たとえば、個人的必要から質屋で借りられる場合、享樂的富のために浪費目的で借りられる場合、または生産者が非資本家的生産者たる小農や手工業者などであり・かくしてまた直接的生産者として自分自身の生産諸條件の所有權者である場合、最ごに資本家的生産者自身がかのみづから勞働する生産者に近いような小規模で操作している場合。そして、「無財産の男が産業家または商人として信用を受けとる場合でさえも」、そのことは、彼が借受資本をもつて資本家として機能する——不拂勞働をしゆとくする——であろうといふことが信頼されて行わるのである。「彼は潜在的資本家として信用を賦與されるのである。」そして財產は

ないが精力・堅實さ・能力および専門知識をもつ男が多かれ少かれ正當に評價されるから——』といふ「この事情は、經濟學的辯護論者たちによつて、いたく驚嘆されるのであるが、またこの事情は、既存の若干の資本家にたいする戰場に新たな聯のありがたからぬ山師たちをたえず連れだすのではあるが、しかしこの事情は、資本支配そのものをきよう固にして、資本支配のきそを擴大し、また資本支配をして、下層社會出の新人物をもつてたえず後繼者をつくることをえせしめるのである」ここで忘れてはならないことは、いかなる方法で高利資本を抑制しても、それはなお利子生み資本であり資本であるということである。すなわち、第一には「貨幣……」は依然として、信用業が事態の本性上けつして離脱しえない基盤だ」ということであり、第二には「信用制度は私たちの手における社會的生産手段の（資本および土地所有權の形態での）獨占を前提とする」ということ・それ自身、一面では「資本制生産様式の一の内在的形態」であり、他面では「資本制生産様式をその最高および最終可能な形態に發展させる一推進力」だということ、である。銀行制度は、形式的な構造および集中の點からみれば、「資本制生産様式一般によつてもたらされるところの、最も人爲的で、最も發達した產物」である。社會的な規模での生産手段の一般的な簿記と配分との形態は與えられているが、しかし「ただ形態だけ」なのである。

「のよつにし」、信用制度は、「その初期には、蓄積の謙
そんな助手として密かに忍びいわ」のであるが、^(一)「つきよく
は「諸資本の集中のためのぼう大な社會的機構」に轉化する。
そして、それは團體特に株式會社と結合する。されど「資

本制生產様式そのものの内部での資本制生產様式の止揚」で
あり、「私的所有權の統制なしの私的生產」なのである。

(1) III, Absch. 5, S. 370-1 (III I S. 322-3)

貨幣の社會的構造論またはそれとの approach として、末川「私法の基胎」三〇頁以下、川島武宜「所
有權法の理論」第四章第一節第四の四。

(1) III S. 372 (III I S. 323-4)

(2) III S. 389 ff. (III I S. 341 ff.)

(3) III S. 408-9 (III I S. 359)

(4) III S. 414-5 (III I S. 365-6)

(5) III S. 418-20 (III I S. 369-71)

(6) III S. 424 (III I S. 374)

(7) III S. 426-7 (III I S. 377-8)

（八） III S. 426-7 (III I S. 377-8)
（九） III S. 426-7 K. Renner, Die Rechts-institute
des Privatrechts und ihre soziale Funktion, S. 63
ff., S. 122 f.; ヨハネス・監集「經濟學」三（廣島定吉

せか共譯）などに負うといふが少くない。（前者につ
いて後藤清譯、我妻榮・法協四五三-5、佐々木惣一
編「人間生活と法及び政治」および民商法二二五中の

資本論における所有權と契約

拙稿などがある。）なお末川・前掲書一六頁以下、戒
能通孝「債權各論」一五七頁以下・一七二頁以下。

(九) III S. 641-5 (III II S. 132-7)

(10) III S. 647-8 (III II S. 139-40)

「前期的」資本に關する文献どうか、一〇註(九)。

(11) I S. 660 (S. 591)

(12) III S. 479-80 (III I S. 425-6)

「信用」について、なお川島・前掲書第五章第十一。

III

第三に、土地所有權は、小作または賃貸借と結合して、地
代その他をしむとするものである。

土地所有權は、特定の人々が彼らの私的意思の排他的領域
として地球の一處諸部分を——すべての他人を排除して——
自由にするという、特定の人々の獨占を前提としている。^(一) し
かし、地球の諸部分を使用するところ、これらの人々の法的
力だけでは、何も立ちかなふ。この土地の使用は、彼らの意
思から獨立している經濟的諸條件に完全に依存するのであ
る。

そこで、土地所有權（および借地）が資本制生產様式に依
存する點は、次のとおりである。「資本制生產様式が土地所
有權を、一方では、支配=およびれいぞく諸關係からすつか

り解放し、他方では、労働條件としての土地所有権および土地所有権者——彼にとつては、土地はもはや、彼が土地所有権の獨占に媒介されて産業資本家たる借地農業者から徵收する一定の貨幣税以外には何も表示しない——から全く分離するということ、すなわち、このつながりをすつかり解き放してしまって、土地所有権者は、その土地所有権はスコットランドにあるのにコンスタンチノープルでその全生涯をおくることができるようになるということ。——こうしたことこそは、資本制生産様式の偉大な成果の一つである。かようにして土地所有権は、……その純經濟的な形態をうけとのである^(三)。かくして、土地所有権者は、「彼らの關與なしにもたらされた社會的發展の成果を彼らの私的ポケットに收めるのである、——生れながらの果實消費者」^(四)。しかし、土地所有権は、ある特定の發展高度に達すると資本制生産様式の立場からしても、「餘計な且つ有害なものとして現象する」ということによつて、その他の種類の所有権とは相違している^(五)のである。——

(1) 土地所有権および借地は、地代に、借主が土地に投下した資本の利子をつけ加えるものである。農業上の普通の生産過程にともなう、より一時的な資本諸投下は、すべて例外なく借地農業者によつてなされる。これらの諸投資は、單なる耕作一般と同様に、土地を改良し、その生産物を増加させ、土地を「單なる物質から土地資本に」轉化させる。だが、借地

期間がすぎ去るや否や——そしてこれは、資本制生産が發展するにつれて土地所有権者が借地期間をできるだけ短縮しようとする理由の一つであるが、——土地に合體された諸改良は、「實體たる土地の不可分離な偶有化」として、所有権として土地所有権者の手に歸する。このように土地所有権は土地に合體された資本にたいする利子を本來的地代につけ加えるのであつて、そのことは新たな借地人が右の諸改良をしたのであって、そのことは新たな借地人が右の諸改良をした當の借地人であるか別の借地人であるかを問わない。かくして、彼の地代がふくれあがる。または、もし彼がその土地を賣ろうとするならば、いまやこの價値が増大している。彼はその土地を賣るだけでなく、その改良された土地を賣るのであり、彼にとつて何らの費用もからなかつたところの、その「土地に合體された資本」をも賣るのである。これこそは、——本來的地代の運動はまつたく度外視しても、——「經濟的發展の前進にともなう、土地所有権者たちの累進的致富の、彼らの地代のたえざるぼう張の、および彼らの所有地の貨幣價値増大の、祕密の一つ」である。すなわち、土地所有権と借地は、「本來的地代と、土地に合體された固定資本の利子——地代えの一追加分をなしうるもの——との區別」を明瞭に示す。また、「土地とともに、土地に合體された他人の資本がけつきよくは土地所有権者の手に歸するのであり、また、この資本の利子は土地所有権者の地代をぼう張させ^(七)、——ということを示す。なぜなら、借地農業者は、あら

ゆる改良や支出——その完全な還流を彼の借地期間の繼續中に期待できないような——をさけるからである。したがつてそれは「合理的農業の最大障がいの一^(六)」である。のみならず、資本制生産様式の高度の發展をさまたげるものである。

(2) 土地所有權および借地は、勞賃・平均利潤および固定資本をも地代につけ加えるものである。「もし借地農業者が、彼の労働者の標準的勞賃または自身の標準的平均利潤からの一控除分をなす或る借地料を支拂うとすれば、彼は、地代——彼の商品の價格のうち勞賃および利潤と區別される・自立的な・構成部分——を支拂うのではない」。さらに「より永久的な・より長期間にわたつて利用されるべき・土地に合體された固定資本もまた、大部分は——特定の諸部面では往々にしてもつばら——借地人によつて投下される」のである。

(3) 土地を購入するための貨幣資本の支出は、「農業資本の投下ではない。この支出は小農たちからの生産部門そのもので自由にしうる資本をそれだけ減少させるものである。それは彼らの生産手段のはんいをそれだけ減少させ、したがつて再生産の經濟的きそを狹隘化させる」。それは、小農を高利に從屬させる、というのは、この部門では總じて本來的信用がほとんど行われないからである。それは、この購買が大土地經營で生じる場合でも、農業の一障がいである。それは事實上、資本制生産様式と矛盾するものである。

最ごに、小農が没落する諸原因について。「大工業の發展の結果たる、土地所有權の正常な補足をなす農村的家内工業の絶滅。こうした耕作のもとにおかれた土地の漸次的な疲弊と吸収。共有地——これはどこでも分割地經營の第二の補足をなすのであり、またこれのみが分割地經營に家蓄の飼養を可能ならしめる——の、大土地所有權者による横奪。植栽地經營として營まれるか資本制的に營まれるかを問わず、大耕作の競争。農業上の諸改良——これは一方では土地生産物の價格の下落を招來し、他方ではより大きな諸支出とより豊富な對象的生産諸條件とを必要とする。——もこれに貢獻する……。分割地所有權は、その本性上、労働の社會的生産諸力の發展、労働の社會的諸形態、諸資本の社會的集積、大規模な牧畜、科學の累進的應用、を排除する」。「高利と租稅制度とは、分割地所有權をいたるところで窮乏化せざるをえない。土地價格における資本の支出は、この資本を耕作から取あげる。限りなき、生産手段の分散および生産者そのものの個別化。人間力のぼう大な浪費。生産諸條件の累進的惡化と諸生産手段のとう貴とは、分割地所有權の必然的な一法則である」。

以上を要すれば、一方では農業の合理化、「すなわち農業の社會的經營を初めて可能ならしめる合理化」、他方では土地所有權の不合理性の立證。これらは、「資本制生産様式の偉大な功績」である。資本制生産様式は、「そのもとでの爾

餘の歴史的進歩のすぐりと同様に、右の進歩をも、まず第一
じは直接的生産者たちの完全な窮屈化によつて購つたのである。

(1) III, Absch. 6, S. 663-4 (III II S. 154)

その點での「小農」、「一ヶ月の權利なし」所有権思想
は興味がある。これにつき川島・前掲書の隨所、拙

稿・同志社法學四(書評)および七(「權利本質論——
素描」)。

(1) III S. 664 (III II S. 155)

(11) III S. 666 (III II S. 157)

III S. 665 (III II S. 156) ——「資本制生産様式が

一方では、農業を、社會の最も未發展な部分の單に經
驗的機械的に傳承されたやり方から、農學の意識的科
學的應用に轉化する——總じてそれが、私的所有權と
ともに與えられた諸關係の内部で可能なかぎりで——

といふべし。

(四) III S. 668-9 (III II S. 159)

(五) III S. 671 (III II S. 162)

(六) III S. 668-9 (III II S. 158-9)

(七) III S. 670-1 (III II S. 161)

(八) III S. 669 (III II S. 159)

(九) III S. 804 (III II S. 288)

(10) III S. 668 (III II S. 158)

(11) III S. 862 (III II S. 345)

これに關聯して、小農が土地所有權をしまとめる
三つの場合を論ずるのは、Renner, a. a. O., S. 99-
101. また、石田文次郎「投資抵當權の研究」第一章、
我妻榮・法律時報二九。所有權および借地の社會的構
造についには、すぐれた文献があまりに多い。

(11) III S. 859 (III II S. 341)

以上は、資本制的近代的土地位所有權の成立過程に關
して論ぜられる。これにつき、川島・前掲書第二章第
四、佐々木編・前掲書(「社會生活と所有權」)および同
志社法學五(「ハーナンク革命」)の拙稿。

(11) III S. 666 (III II S. 157)

法政研究會報告

第三十四回 二月十四日
「クランシー・ライト『政治學と世界の安定』」

発表者 川端末人氏

出席者 高橋・岡本(清)・恒藤・秋山・服部・岡本
(善)・小野(哲)・加藤・高橋(悠)・山本・

本城・幡本

第三十五回 二月二十八日

「時效の效力」

発表者 本城武雄氏

出席者 田畠・高橋・坂・岡本(清)・今井・金山・
恒藤・秋山・服部・岡本(善)・小野(哲)・

加藤・高橋(悠)・山本・八木・幡本